

令和4年度 厚生労働科学研究費補助金
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「我が国における公衆衛生学的観点からの健康診断の評価と課題」
分担研究報告書
「成人期における法定健康診断」

研究分担者 立道 昌幸
東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授

研究要旨：本研究では、成人期における健康診断や検診について、法的根拠がある視点で現状をまとめた。職域では労働安全衛生法を根拠法として、事業者が実施主体となる各種法定健診、医療確保法において実施主体が医療保険者であり義務として実施される特定健康診断、健康増進法において、市町村が努力義務として実施される各種検診がある。事業主に課せられている定期健康診断と特定健康診断については、その項目について整合性が取られており、情報の交換が可能であるが、市町村における各種検診については、受検の情報は事業主、医療健康保険者とは連携が取られていないことから、成人期の健康管理についてはPHRなどで連携が取られる必要がある。

研究協力者

深井航太 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 講師
古屋佑子 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 助教

A. 研究目的

職域における労働者の健康診断は、企業の健康管理の基本として位置づけられている。しかし、諸外国を見るとかなり特殊な制度である。

諸外国では、有害業務に従事する場合に対して、健診あるいは検診が実施されるが、一般労働者における健診義務は日本に特徴的である。

本研究では、成人期に実施されている法的な根拠として実施される健診、検診について現状をまとめた。

B. 調査方法

各法令に記述されている内容をまとめた

C. 研究結果

1) 労働安全衛生法に関する健康診断
労働安全衛生関係法令に基づく健康診断の概要について表1に示す。労働安全衛生法第66条第1項に規定されている。

- ① 雇入時健康診断
- ② 定期健康診断
- ③ 特定業務従事者健康診断
- ④ 海外派遣労働者健康診断
- ⑤ 給食従業員健康診断

⑥ 歯科医師による健康診断

尚、この健康診断項目及び省略についての詳細は、

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/var/rev0/0118/7874/20171592525.pdf>

に記述されている。

基本的な項目は、

1. 自覚症状・他覚症状の有無
2. 身長、体重、腹囲、視力、聴力(オーディオメーターによる 1,000Hz・4,000Hz)の検査
3. 胸部X線検査(間接撮影)、喀痰検査
4. 血圧の測定
5. 貧血(赤血球数、血色素量)
6. 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GPT)
7. 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド)
8. 血糖検査
9. 尿検査(尿中の糖・蛋白の有無)
10. (安静時)心電図検査

医師が必要でないと判断した際に省略できる方の条件

- 1) 身長検査
20歳以上の方
- 2) 胸囲検査
①40歳未満の方(35歳の方は除く)
②妊娠中の方、または妊娠中でないが腹囲

に内臓脂肪の蓄積がないと診断された方された者

- ③BMIが20未満である方
- ④BMIが22未満の方で、自分で腹囲を測定して測定値を申告した方
- 3) 胸部エックス線の検査 40歳未満の方で、以下の次の条件に当てはまらない方
①20歳、25歳、30歳及び35歳の方
②感染症法で結核の定期健康診断の対象に指定されている施設などで働いている方
③じん肺法で3年に1回、じん肺健康診断の対象になっている方
- 4) 喀痰検査
①胸部エックス線検査を省略された方
②胸部エックス線検査で、病変の発見されない方や結核の発病のおそれがないと医師に診断された方
- 5) 貧血、肝機能、血中脂質、血糖、
- 6) 心電図の検査 40歳未満の方(35歳の方は除く)

注) 診断項目の省略は、個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断する。

法定健康診断については、事後措置が法定上求められる(安衛法第66条の4、5)
図1尚、50人以上の事業所では、所定の用紙に基づき有所見者数を所轄の労働基準監督署に速やかに届け出る。

2) 特殊健康診断(表2)

特殊健康診断については、労働安全衛生法第66条第2、第3項に定められている健康診断及びじん肺法第3条に定められている健康診断である。

- 高気圧業務健康診断
- 放射線業務健康診断

- 特定化学物質健康診断
- 石綿健康診断
- 鉛健康診断
- 四アルキル鉛健康診断
- 有機溶剤等健康診断

が法定で定められている。

全ての詳細な項目については、以下のサイトにまとめられている。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/001307741.pdf>

現時点では、一次健診と二次健診の検査項目が全て法律で決められている。

3) 指導勧奨による特殊健康診断

29 業務に該当する健康診断が推奨されている (表 3)。

詳細は、

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/000568141.pdf> に記述されている。

現時点 (2023 年 4 月時点) で、化学物質に関しては、自律的管理に移行することが決定されており、今後これらの健康診断項目についても変更される可能性がある。

2. 特定健康診査・特定保健指導

詳細な実施要項については、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第 4 版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001081774.pdf> に詳細に記されている。健康保険組合加入者のうち特定健康診査の実施年度中に 40~74 歳となる者 (実施年度中に 75 歳になる 75 歳未満の者も含む)

で、かつ当該実施年度の 1 年間を通じて加入している者 (年度途中での加入・脱退等異動のない) を対象とする。

検査項目は、

既往歴の調査 服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 (質問票*1) を含む

自覚症状及び他覚症状の有無の検査 理学的検査 (身体診察)

身長、体重及び腹囲の検査 腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準 (BMI が 20 未満の者、もしくは BMI が 22 kg/m² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者) に基づき、医師が必要でないと認める時は、省略*2 可

腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可

BMI の測定

血圧の測定

肝機能検査

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST (GOT))

アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT (GPT))

ガンマグルトミルトランスフェラーゼ (γ-GT)

血中脂質検査・空腹時中性脂肪 (血清トリグリセライド) の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量

高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) の量

低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール) の量

空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場

合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可

血糖検査 空腹時血糖又はヘモグロビン A1c (HbA1c)、やむを得ない場合は随時血糖*4

尿検査 尿中の糖及び蛋白の有無

尚、医師の判断により受診しなければならない項目（詳細な健診の項目）は、貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査（eGFR による腎機能の評価を含む）の4項目となる。実施する場合は、医師は当該項目を実施する理由を保険者に明らかにしなければならないことから、健診結果データにその理由を明記し、判断した医師名を付記の上でデータを送付する。また、受診者に対して実施時に十分な説明を行う。とされている。

この検査結果により、層別化が行われ、情報提供、動機付け支援、積極的支援が実施され実績評価（行動計画作成の日から3ヶ月以上経過後に行う評価）を行う

これらの結果については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）第44条第2項に基づき、保険者は当該年度の翌年度の11月1日までに支払基金又は国保連合会に対し報告しなければならない。

3) 健康増進法による検診

第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

第2回健康診査等専門委員会（平成28年2月19日）健康診査にかかる法令・通知

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka->

[Kouseikagakuka/0000104587_3.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-)

を参照

① 歯周疾患検診

② 骨粗鬆症検診

③ 肝炎ウイルス検診

④40歳以上74歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び75歳以上の者であって同法第51条第1号又は第2号に規定する者に対する健康診査

④ 特定健康診査非対象者に対する保健指導

⑤ がん検診

D. 考察

日本において、労働者に対しては、労働安全衛生法によって、特定健康診査との整合性を取りながら、健康診断の項目が決められており、その対象疾患は、動脈硬化性疾患としての、脳・心疾患であり、その事後措置として就業上の配慮をもって健康障害の予防を図っている。一方で、特定健康診査は、メタボリック症候群を対象として、同じく動脈硬化性疾患の予防を個人レベルでの行動変容を通じて実施している。

労働者における健康課題については、現状では、メタボリック症候群に起因する脳・心血管系の予防を第一として、有害業務に従事する労働者については個別の健康予防策が取られている。ただ、これらの健診と

その事後措置、あるいは、特定保健指導がどの程度の予防効果があるのかについてまだ、きであると思われる。

また、労働者には特有の有害業務がある場合については、その曝露物質毎に詳細な健診項目が設定されている。しかし、現在進行中の化学物質の自律的管理についての方向性が示す通り、作業現場では多種多様な物質の取り扱いが行われ、高濃度単一曝露の時代から、低濃度複数曝露の時代へと変わろうとしている。従って、発生する健康障害について、一対一にて予見できることは困難な時代がきている。これらの物質については、個人の私生活における飲酒や喫煙との相互作用も考える必要があることから、一概に健診項目を設定できることは困難かもしれない。そして、これらの有害物に関しての標的臓器や疾患については、神経毒以外については、概ね遅発性の疾患の悪性腫瘍（がん）が重要な疾患となる。

一般の 40 才以上で死因の第一である悪性新生物（がん）については、健康増進法を

実証されていない点で、法律で健診を義務化している現状について効果が示されるべき根拠として市町村が主体となり実施されている。このように、職域でのがん予防やがん検診に関する取り組みについて明らかに、法体系からもいびつな形態がとられている。

特に、がん検診の結果については、医療保険者や事業主（産業保健職）との連携は取られておらず、正確な受診率や精査率の把握も困難な状況になっている。

がん検診については、他の分担研究者からの報告があると思われるが、この点について職域との連携が、PHR 等の IT の技術で情報共有されることが望まれる。

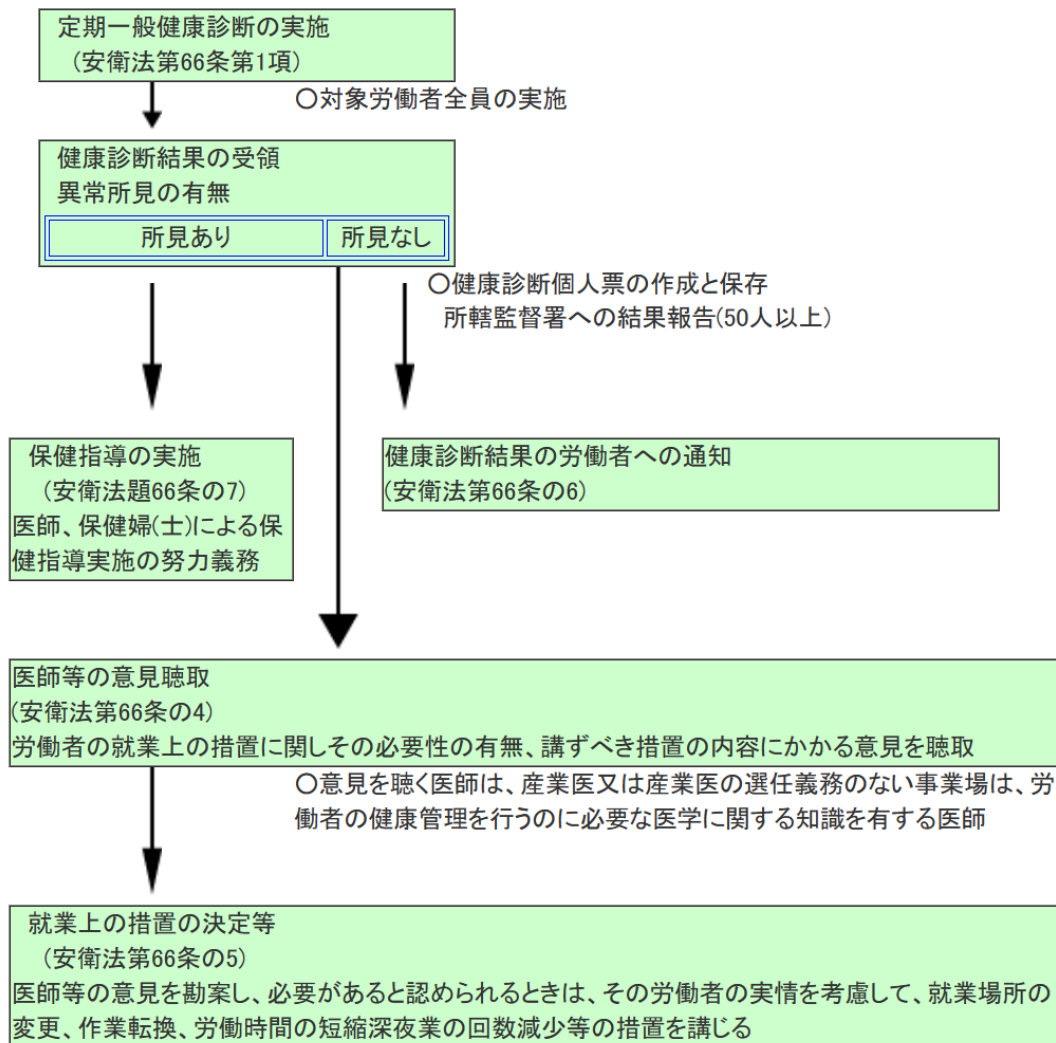
E. 研究発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

図1 法定的健康診断の事後措置の流れ（図、東京労働局）



○就業上の措置の決定にあたっては、医師等から通常勤務、就業制限、要休業の意見を聴くとともに、労働者から意見を聴取し労働者の理解を得て、措置の決定を行う必要があります。
事後措置にあたっては「定期健康診断結果に基づき事業者が講じるべき措置に関する指針」に留意して下さい。

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/anken_eisei/toukei/ae-kensingaiyou.html) より

労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

No.	法・規則 根拠	名称	対象等の概要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対象	期日	
1	安衛法66 安則43	雇入時の健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	—	—	
2	安衛法66 安則44	定期健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
3	安衛法66 安則45	特定業務従事者の健康診断	安則13条1項3号のイ〜カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
4	安衛法66 安則45の2	海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	—	—	
			本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	—	—	
5	安衛法66 安則47	給食従業員の検便	事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	—	—	
6	安衛法66 安則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	定期健康診断分規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
7	安衛法66 特化則39 1項 特化則39 2項 特化則42	特定化学物質健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理 物質30年 その他5年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく
			過去従事者	令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)	6ヶ月1回定期			
			緊急時	特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく			
8	安衛法66 鉛則53 鉛則56	鉛健康診断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施(注)はんだ付け、施軸等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
			腹部疝痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなつてから4週間以内の者)	その都度 遅滞なく				
9	安衛法66 電離則56	電離放射線健康診断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
10	安衛法66 除染則20	除染電離放射線健康診断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
11	安衛法66 高圧則38	高気圧業務健康診断	令6条1号(高圧室内作業)令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
12	安衛法66 四ア則22	四アルキル鉛健康診断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30 の3	有機溶剤等健康診断	常時	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
			緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに			
14	安衛法66 石綿則40	石綿健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく
			過去従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則 規 則	名 称	対 象 等 の 概 要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対 象	期 日	
15	じん肺法 7条	じん肺	就業時	新たに常時粉じん作業に従事すること なった労働者	雇入れ時 配置替時	7年 (エックス線写真を含む)	当該事業場 (注) 当年未実施でも 要報告	毎年 12月 31日 現在の 実施 状況 等を 翌年 の2月 末まで
			定期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年			
	じん肺管理区分2及び3の労働者	1年						
	粉じん作業に従事させた労働者	じん肺管理区分2 じん肺管理区分3		3年 1年				
	じん肺法 9条	健康診断	定期外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診においてじん肺の所見又は疑いのある労働者 合併症で1年を超えて療養休業した者が医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき その他、省令で定めるとき	その都度			
離職時			離職直前のじん肺健診の期間が 1年6ヶ月以上 粉じん作業者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事させていた労働者	同上				
16	労基法96 寄宿則31	特 殊 健康診断	寄宿舎における健康診断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—
17	炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法	特 殊 健康診断	被災時	炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際その場所にいた労働者、また、その直後必要により当該場所に立入った労働者	発生後又は立入り後直ちに行う	5年	該当があった場合	遅滞なく
			被災時	被災労働者	災害発生後2年間、1年以内ごと1回			
18	労基法70 労基則34 の3	特 殊 健康診断	職業訓練中の健康診断	法定の職業訓練を受けている労働者に対し石炭鉱山における坑内労働に就かせるとき 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労働に就かせた後1年間に限り年3回以上	3年	—	—
19	安衛法66 の2 安則50の2	深夜業従事労働者 自発的健康診断	深夜業従事労働者自発的健康診断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって事業者が実施する次回の特定業務従事者の健康診断を待てないものが、自らの判断で受診した健康診断(自発的健康診断)の結果を事業者に提出した場合に、事業者に事後措置等を講ずることを義務付けたもの。 [対象者]常時使用される労働者であって、自発的健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者	その都度	5年	事業者への 提出時期	自発的健康診断実施後3月を経過しない時期に、当該検査結果を事業者に提出した場合に、事業者措置義務が生ずる。
20	安衛法66 の10 安則52の9	心理的な負担の程度を把握するための検査等 (ストレスチェック)	心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場(詳細については54ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力義務	年1回	5年	規模50人以上の事業場	1年以内 ごと1回 定期

表1 労働安全衛生関係法令に基づく健康診断の概要

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/000676086.pdf>

表2 特殊健診の項目

https://drive.google.com/file/d/1T6KLNTIJX9mMNEIp2SF1vUZqw_61LCsu/view?usp=share_link

指導勸奨による特殊健康診断

番号	業 務	雇入れ	配置時	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通 達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業	○	○	○			○		H4.10.1 基発546
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
4	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
6	亜硫酸ガスを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
7	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)	○	○	○			○	○	S61.1.6 基安発1の2
8	ベンゼンの二トロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S31.5.18 基発308
10	砒素化合物(アルジンは砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	H21.3.25 基安発0325001
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
13	クロロフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S45.1.7 基発2
16	超音波溶着機を取り扱う業務	○	○	○			○		S46.4.17 基発326
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1	○		S45.5.8 基発360
19	クロロプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2	○		S45.12.12 基発889
20	キーバンチャーの業務	○	○		○		○		S39.9.22 基発1106
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)	○	○		○	注3	○		S40.12.8 基発1598
22	地下駐車場における業務(排気ガス)				○	注4	○		S46.3.18 基発223
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	○	○	○			○	○	S48.10.18 基発597
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー等)の取り扱い業務	○	○	1回は 冬注5	冬注6		○	○	S49.1.28 基発45
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業	○	○	○			○		H25.6.18 基発0618第1号
26	金銭登録の業務	○	○	○			○		S48.12.22 基発717
27	引金付工具を取り扱う業務	○	○	○			○		S50.2.19 基発94
28	情報機器作業(旧称:VDT作業)		○		○		○		R1.7.12 基発0712第3号
29	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	○	○				○		S61.1.27 基発39

注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レッグ式さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ペビーハンマー、コンクリートブレーカー、スクレーピングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具(チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。)を取り扱う業務 携帯用のタイタンバー及び皮はぎ機を取り扱う業務 携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。)が150mmを超えるものに限る。)を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

備考 上記健康診断対象事業場は、結果報告書(所定様式)に1～12月分をまとめて1月末日までに所轄監督署に提出してください。
また、詳細については通達に示されていますので、所轄の監督署等にお尋ねください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/000568141.pdf>

表3 指導勸奨による特殊健康診断